

意見書

平成23年2月17日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちょうめさんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな)
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

<NGNの在り方について>

NGNは、競争事業者との接続を前提とせず、NTT東・西の光アクセス回線と一体として構築されており、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、多額の網改造費等の負担を求められる等、活用業務の認可条件である「公正競争環境の確保」を満たしていません。したがって、競争促進のためには、NGNについての活用業務認可を本来は取り消すべきであり、まずはNTT東・西の責任において網改造費を必要とせず、他の事業者が接続可能な網に構築し直すべきと考えます。

また、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」最終報告書(平成22年12月14日)において、NTTの業務範囲の弾力化の方向性が示されましたが、上記の例に限らず、公正競争に支障を生じていないかを十分に検証することが先決です。

<ひかり電話接続料について>

平成23年度の接続料は、単年度の将来原価方式を採用していますが、ひかり電話のトラヒックは今後も伸びていくことが見込まれるため、算定期間を複数年とし、接続料の急激な変動の緩和を図ることで、サービスの安定的な提供に寄与する環境を整備すべきです。

<NGNイーサネット接続料について>

NGNイーサネットについては、他事業者との接続を想定しない前提で設計されていることにより、他の事業者が新たに接続を行うにあたって、多額の網改造費等の負担を求められている状況にあります。

NGNはボトルネック設備と一体で構築されている第一種指定電気通信設備であり、本来は他の事業者が利用することを当初から想定し、追加的な網改造費を必要とせず、他の事業者が接続可能な網として構築されるべきであり、NTT東・西と他の事業者の同等な利用環境が担保されることが必要です。

<乖離額調整について>

そもそも現行接続料規則上は、将来原価方式について、申請者であるNTT東・西が自らの経営情報や経営判断に基づき接続料算定するものであり、予測と実績の乖離が発生した場合は申請者が自ら責任を負うべきものという考え方に立って、乖離額調整を認めていません。

また、NGNで提供するひかり電話やイーサネットの接続料水準は、需要の大半を占めるNTT東・西の利用動向に左右されるため、乖離額調整を行うと、NTT東・西の事業運営結果次第で接続料が上昇することになり、競争事業者にとって事業の予見性を著しく欠くこととなります。したがって、競争促進のためには乖離額調整は特例であっても認めるべきではありません。ましてや、恒常的な制度とすべきではありません。

なお、今回、平成21年度分の乖離額調整も合わせて申請されていますが、過去に認可された接続料を遡及精算することは制度として不適當であると考えます。

以上